

第 2 回天塩川流域委員会テープ起こし

(発言者未確認の作業過程のもの)

日時：平成 1 5 年 8 月 2 1 日 (木) 12:30 ~ 15:00

場所：土別プリンスホテル

第2回 天塩川流域委員会

1. 開 会

貴家課長

お時間がまいりましたので、ただいまより第2回天塩川流域委員会を開催いたします。

私、事務局を務めさせていただいております留萌開発建設部で治水課長をしております貴家と申します。議事に入りますまで、司会進行を務めさせていただきます。

2. 委員長挨拶

貴家課長

それでは、第2回天塩川流域委員会の開催に当たりまして、清水委員長よりご挨拶を賜りたいと思います。

よろしく願いいたします。

清水委員長

皆様、今日はお疲れさまです。

第2回委員会ということで、ますます活発なご議論をお願いいたします。

先週ですか、日高地方で大きな雨が降りまして、皆様、ご専門の先生もいらっしゃるので、報道等でよくご存じかとは思いますが、やはり河川の計画というのは、しっかりしたものを作っておかない

と、後で大変なことになるというのを改めて実感させられた次第で
ございます。ぜひ皆様、活発に議論していただいて、素晴らしい立
派な計画を立てていきたいと思えます。

よろしくお願ひいたします。

貴家課長

ありがとうございました。

それでは、議事に入ります前に資料の確認をさせていただきたい
と思えます。

本日の資料なんですけれども、天塩川流域委員会第2回委員会資
料というものを1冊ご用意させていただきました。皆様、お手元に
ございますでしょうか。

それでは、以後の議事の運営につきまして、委員長にお願ひした
いと思えます。

委員長、よろしくお願ひいたします。

3 . 議 題

清水委員長

それでは、ただいまから開催いたします。

まず、議事に従いまして、第1回天塩川流域委員会について、前
回の復習になるんですけれども、議事要旨について、事務局から説
明をお願ひいたします。

平垣計画官

留萌開発建設部の平垣でございます。

議事要旨（案）について説明させていただきます。座って説明させていただきます。

資料でございますけれども、1 - 1というところでございます。

第1回天塩川流域委員会議事要旨（案）でございます。

まず、開催概要がありまして、続きまして主な意見というところがございます。天塩川流域委員会運営方針（案）これを読ませさせていただきます。

公聴会に加え、委員会の中で関係住民の意見を聞く場を出来る限り設けるべきではないか。また、意見陳述要請は全て受理すべきである。

委員会の運営について必要な事項は委員会で決めるという条項があるので、この運営方針（案）が良い。また、流域住民からの意見聴取は、委員会で決めてほしい。

一般からの意見は予想がつかないので、具体的に発言したいということがあったときに検討すべきであり、とりあえずこの運営方針（案）でスタートしてはどうか、というご意見がありました。

また、次の黒マルですけれども、天塩川水系河川整備計画の案の作成の進め方についてでございます。

まず1つ目に、環境影響分析の目的と実施について流域委員会との関係を整理すること。これは、後で資料がございますので、その中でご説明させていただこうと思っております。

続きまして、整備計画策定後のフォローアップについて、流域委員会のかかわり方を示すべきである。結果についても委員会が責任を持つべきではないか、というご意見がありました。

これにつきましては、例えば大洪水が起きたり、社会情勢の変化等で、整備計画を今後見直すこともあるかと思えます。そうなりますと、今回と同様の委員会の手続きをして、また議論することになるかと思えます。その時に、今回のメンバーの先生方がこのままということでは、そういうことまではまだはっきり決まっておりませんし、具体的にいつの時点で見直すかというのも分からないんですけれども、基本的には、それがフォローアップにつながるのではないかというふうに考えております。

続きまして、原案の作成までは流域委員会がかかわり、それ以降の説明会や公聴会等は河川管理者が行うが、この公聴会等の結果を流域委員会に戻すフローは必要なのか、というご意見がございました。

委員会の設置要領の中で、公聴会等からの意見聴取の結果については、委員会から助言をいただくことになっております。これも、後でフローのところ、また説明させていただこうと思っております。

続きまして、関係住民の意見を聞く場として、中間報告のような場を設けたらどうか。更に、委員会での議論の内容等を自治体の広報誌に連載するなど、関係住民に広く情報提供を行うべきである。これにつきましては、天塩川新聞ですとか、ここに書かれておりますように、自治体の広報誌などを有効に活用させていただきたいなというふうに考えております。

更に、三日月湖を含めた天塩川の水環境の現状とその保全対策等を整理すべきである。これまでの法的規制と、果たしてきた役割も整理した方がよい、ということで、これにつきましては、今回の議題であります現状と課題の中で説明させていただこうと思っております。

ます。

続きまして、議事結果でございます。

天塩川流域委員会の設立について、清水委員を委員長とし、石川委員を副委員長とする。

続きまして、天塩川流域委員会運営方針についてでございます。

天塩川流域委員会運営方針を、(案)のとおり決定する。

公開資料には、委員会で使用した説明用資料等も含めることとする。委員会で一般傍聴者が発言をする機会を設けることについては、必要に応じて、その都度議論していくものとする。委員会での議論の内容等について、様々な方法で流域住民に広く情報提供を行う。次のページにいきまして、今後の委員会の進め方についてでございます。

環境影響分析の目的と実施について、次回の(第2回)委員会で事務局から説明する。

検討する課題の整理と今後のスケジュールは、次回以降議論する。

天塩川の現状と課題は、次回議論する。

関係住民からの意見聴取の具体の実施方法等は、次回以降決定する。

その他といたしましては、委員会の参考資料として、淀川水系流域委員会提言を各委員に配付する。これは、もう既に先生方のお手元に届いているかと思えます。

この内容でご了解が得られれば、ホームページの方に載せていきたいと思っております。 よろしくお願いいたします。

清水委員長

ありがとうございました。

ただいま第1回天塩川流域委員会議事要旨(案)の説明がございましたが、この内容についてご意見がございますか。

出羽委員

2点あるんですけども、1点は、最初、この議事要旨が郵送で送られてきまして、それから僕も修正意見を2点述べたんですけども、その後、途中でファクスでその修正案が送られてきまして、そして今回が最終案ということになります。その間、文言が変わったり、新しく付け加わった経過があります。その中で、例えば2つ目の案の作成の進め方についての、2つ目のフォローアップ、先ほどお話ありました、委員会が結果についても責任を持つべきではないかという意見とか、その後の原案の作成までは流域委員会がかかわり、その後は河川管理者が行うがというふうにあります、このところも、最初の案では、委員会がかかわるのではなく、河川管理者が行うべきではないかという形だったのが、最終案では、はっきり河川管理者が行うというふうになっているんですね。その辺の変更の経過なんかもありまして、1つの意見は、前にもそれ聞かれたことあるのですけれども、発言者を明記した方がやはりいいんじゃないか、議論が進みやすくなるのではないかという気がするんですね。議事録、今後ですね。そのことを前にちょっと話出たのかもしれませんが、そのことの1つの意見というか、提案なのですけれども、議事録の意見に発言者、全てが付くかどうか分からないのですけれども、発言者を明記していった方がいいのではないかとということが1つです。

それからもう1つ、これも僕はちょっと、時間が経ったので忘れていたのかもしれないのですけれども、議事結果の中での2つ目で、天塩川流域委員会運営方針（案）のとおり決定すると。これいいのですけれども、1回目のときに、傍聴を受けるという意見を僕が出して、結果的には、この3番目にありますように、一般傍聴者が発言をする機会を設けることについては、必要に応じてその都度議論していくものとするというふうになったと思うのですけれども、ただ、運営方針そのものは、1項目で一般傍聴者は委員会中に意見を述べることはできないものとするというふうには、はっきり明記されているのですね。そうすると、これはやっぱりちょっとつじつま合わなくなるのですね。実際、傍聴者の発言を受けるか受けないか、どういうふうにするかという議論をしていくということ、運営方針にはっきり受けないというふうには明記してありますと、やっぱり齟齬が生じますので、この点だけは運営方針の中から、これは前に僕言ったと思うのですけれども、意見は述べることはできないものとするというものを削除するという必要がやはりあるのではないかと思います。そこがどうなっていたか、ちょっと僕も余り記憶が定かじゃないのですけれども、これは確認なのですけれども、2つ目はその点。その2点についてお聞きしたいのですが。

清水委員長

1点目は、この議事要旨にも発言者の名前を明記すべきであるということですか。2点目は、議事要旨じゃなくて、運営方針の方を修正した方がいいというご意見ですか。運営方針の方の傍聴者の意見を受けるというところを修正した方がいいということですか。

出羽委員

前の議論で、委員会の公開について、委員会については公開で審議する。ただし円滑な審議を行うため、一般傍聴者は委員会の中で意見を述べることはできないものとするというふうにはっきり明記してあるのですね。ですから、それと、この前議論して、委員会の中でその都度議論していくということと、つじつま合わなくなる。ですから、それ考えますと、運営方針の中の一般傍聴者が意見を述べることはできないものとする、やはりこれは外さざるを得ないのではないかというふうに思うのですが、その点です。

清水委員長

まず、1点目ですけれども、これは議事要旨で、議事録の方は、これとは別にありまして、それは全部名前付きの議事録がございます。それも公開しております。ただし、それを全文ホームページに載せるとなると大変なことになるので、その議事録をある程度まとめたような形で、こういうふうに載せようということに、確かなったと思います。

出羽委員

別に議事録はあるのですね。それは発言者が明記されているのですか。

田倉計画官

すみません、事務局なのですけれども、今の議事録の関係の話だ

ったのですけれども、前回の運営方針を決めるに当たりまして、委員会の記録という項目がございまして、その中で、事務局は委員会の議事内容について、その議事要旨を作成し、委員長及び出席した委員の確認を得なければならないということになっておりまして、この委員会の結果につきましては、事務局で議事要旨の案を作りまして、各委員の皆様の確認をいたして、それを最終的にはホームページ等で公開することになっております。議事録等については、現時点では作ることはなっておりません。

清水委員長

そうでしたか。失礼しました。じゃ、これがもう議事録みたいなものなのですね。失礼しました、私が間違っていました。

じゃ、それを事務局の方で、その回の議事要旨をまとめて、皆さんの承認を得た結果をホームページで公開するということになっているそうです。それでよろしいですか。そこに名前を載せるということですね。

出羽委員

それであれば、やはりこれが実質的な議事録ということになるわけですから、やはり明記した方が僕はいいと思うのですが。

清水委員長

この点につきまして、ほかの委員の皆さんのご意見をお聞かせ願いたいのですけれども。

田苺子委員

個別の名前を載せるのも、それも分かるのですけれども、どの程度のことか、じゃ発言した人の名前がすべからく、そこに整理されてということになりますと、ある程度やっぱりそれはトータル的に整理されたものとして処置されなければ、名前をとということになれば、せき払い一つしたのも名前を入れてと、そういうことになるから非常に難しい、技術的に難しいのではないかと、私は思います。

清水委員長

他にご意見ございませんか。

辻 委員

よく分かりませんが、この件につきましては、何か個別にファクスか何かで、明記をするかしないかについて、1回目の委員会の前に意見というか、アンケートみたいなのがあったように記憶しておりまして、その結果からこのようになっているというふうに理解しておりましたけれども。

清水委員長

そうですね。事務局の方で、議事録に名前を載せるかどうかというアンケートが回っていましたね、そう言えば。

田倉計画官

議事録を作りまして、名前入りにしないというのは、いろいろ各委員の先生方、議論がありまして、それで事務局としましては、ま

とめるに当たって、皆様が理解できるような形でまとめたいなというふうに考えておりました、それで最終的には事務局案として、第1回の委員会の中で、議事録ではなくて議事要旨について、議事録につきましては何10ページにもなるものでございまして、委員会の中身を把握しようとした時には、なかなか大変な面がございまして、それで議事要旨、ポイントをまとめたような形で、まとめさせていただきたいということで、運営方針（案）の中で、前回提案させていただきました。

清水委員長

その提案の結果、こういうことにしましょうということには、一応前回なったわけなのですからね。

田倉計画官

はい。それで、ちょっと分からなかったことが1点ありまして、議事要旨の中で発言者の名前を入れるというところだったのですが、例えば議事要旨を作るに当たって、類似した意見というものは、ある程度まとめさせていただきたいなというふうに考えております。その時に、類似した意見をまとめるに当たって、発言者の名前を列記して載せるのかどうかという問題もあるのですが、そこら辺も、何かありましたら教えていただきたいなと。

清水委員長

まだ載せると決まったわけじゃないので、載せると決まった後で、そういうことは議論すべきかなと思いますけれども。

田倉計画官

すみません。

清水委員長

ほかの皆様、いかがでしょうか。

前川委員

質問なのですけれども、議事録は何10ページにもなるやつですね。それに名前を付けないというのは、前回ここで決まったのでしょうか。ちょっと僕ももう忘れているのですけれども。

田倉計画官

議事録自体が作ることはなっていないのですよね。

清水委員長

議事要旨しか作ることはなっていないのです。

前川委員

その記録は結局どうなっているのですか。どこにいつている。この議事要旨を作るための記録がありますよね。誰それがどういう発言をしたという。

田倉計画官

それにつきましては、毎回録音しておりまして、それに基づくテ

ープ起こしはしております。

前川委員

それは、どこにどういうふうに保存されているのですか。もうこれが出来た段階で破棄ですか。

田倉計画官

いえ、事務局でっております。

前川委員

持っているというのは、公式に持っているということですか。要するに公式文書ということですかね。

田倉計画官

いえ、公式文書としてはいないのですけれども、議事要旨を作るに当たって、分からない面とかございますので、そういうものの確認ということでっております。

清水委員長

私の理解では、テープを起こした文章というのは、その場の雰囲気と言ったりなんかしていますから、それを一言一句文章にしても、議事録とは言えなくて、そののやっぱりまた作業が要るんじゃないか、公式文書みたいにするためには、また作業が要るんじゃないかというふうに思いますけれどもね。そういうものは正式な文書としては残してないということですね。テープを起こしたものは、資料

としてはあるけれども。

出羽委員

僕もちょっと記憶が定かじゃなくて、申しわけないところあるのですけれども、議事録を作らないということは、前回で確認されたのでしょうか、この委員会で。

というのは、そこまで僕はっきり記憶ないのですけれども、そこまで確認してないのではないかという気がするんですね。事務局の提案はそうだったのかもしれませんが。

清水委員長

作らないとは確認されていませんけれども、作るとはなっていないということですね、要するに。作りますというふうにはなっていないという。

出羽委員

作りますと言うことにもなっていないということですね。

それで、確かに膨大というのか、量が多くなることはたしかなんです。こういうふうには要約すると、確かに明記するというのは難しいんです。確かにそうなんです。議事録そのもので1つ、それは明記はそのままでもよろしいんですけれどもね。

それで、例えば、僕も水辺の国勢調査にかかわってしまして、そのアドバイザー会議が年に1回、札幌であります。それも数時間にわたるわけですが、例えばそういうのは全部明記されて議事録を作られます。そのまま作られて、やはり送られてきて、それぞ

れの発言者が修正して公式なものになると。ですから、確かに量的には多いですけども、労力的にも大変だということは分かりますけれども、やはり公式にきちっと残す必要はあるのではないですかね。それがあって、これが要約とすると、こっちの方は明記しなくても、結構技術的には難しいですから、それはあり得ると思いますけれども、やはり2本建てで、要約は要約としても、公式の議事録はきちっとやっぱり残した方がいいんじゃないかというふうに思うんですが、決まってないとするれば。

清水委員長

ほかの皆さんの意見をぜひ伺いたいのですけれども。

岡村先生、いかがですか。

岡村委員

議事録を全部残すというのも、非常に技術的なことを考えると大変かなと思ひまして、折衷案といたら、何か妥協のようで変ですけども、特に議論が起こって、意見が違ふとか、あるいはどなたかが主張したのを、ほかの方は、それほど考えてなくても、ぜひ主張したいとか、そういうものは、どなたがどういう意見を言ったというのを残した方がいいかなと思うんですね。特に対立したようなものについては、それぞれ皆さんの意見がスムーズにまとまるような点については、特に残す必要はないかなと、そんなところを考えていますけれども。

田苅子委員

ちょっと私、よく分からないところがたくさんあるんですけども、今、議事録を修正してと、こういう話になりましたよね。私たちは、ここでどういう立場で話をするのかという責任も持って、いろんな立場で話されていると思うんですよ。それが途中で本人が、私の言っている真意はこういうことだから、修正をすると。普通、議会等からいくと、修正をした場合には、それは議会として、その修正を認めるかどうかという、公人としての発言というのは、そんな簡単な、後で個人の思惑で修正するということも許されないような中で、やっぱりあると思うんですよ。ですから、議事録という、そういう1つの型にはまったルールのことにとらえていいのか。あるいは、その日の会議の様子を残しておく。言ってみれば会議録ですね。それを補完するために、正確なものとしてテープを使うというふうなことになるので、1つ1つ問題とらえていくと、修正、このこと自体もおかしいのではないかと。これはやっぱり公の立場の中で、お互いに認め合ったり、うなずいたりしながら発言したことが、個人で、後で実は中身が違いますということであつたら、案外それはおかしなことにならないかなという、そういう懸念を持ちます。

したがって、この会議の中で発言したものについてのテープはお取りになるのは、それはそれでいいと思うんですよ。それから正確に、テープからだって聞き取れない部分は、あるいはあるかもしれませんがけれども、その会議の発言したトータル的なまとめを、それぞれの分類にある程度整理をして文章化して残していくと。それは、全体については、それぞれの委員の皆さんが目を通す必要があるなら、それはそれで大事なこともかもしれませんが、ただ、

そういう意味からすると、私は議事録ということで、全て何か活字にして、それをまた一般に公開するのがまずいからとか、そんな意味じゃなくて、大変な作業ではないだろうかというふうに思います。

清水委員長

ほかの委員の皆様、いかがですか。

増田委員

そのまとめたもので構わないと思うんですよね。今言っていることは、要するにテープを起こしたやつを全部残すということは、速記録を残すということでしょう。そこまでは公開する必要も何も無いのではないかと。ただ、事務的に必要だから速記録を作って、それを基に要旨を作るということであって、その速記録の中身まで公開する必要はないと思います。

本田委員

全部を取るということは必要なくて、例えば大きな問題点があると、そういうものについては、それを残して、今後の議題にしていくというような方法で、全てを全部取るということになると、私、最初に申し上げたと思うんですけれども、私は天塩町長となっていますけれども、町民を代表して来ているのではないんです。そういうことで、本当に自己ということで発言をさせてもらう部分があるので、それが天塩町の意見かと言われると、非常に発言が限定されてしまうので、私はそういう問題については、個人的な意見として取り上げてもらって、ただ、その大きな問題ですね。この中で問題

が起きた時に、そういうものを残せるという形にした方がいいのではないかと。全部を取り上げるということになりますと、私どものように勉強のしてきていない者は、発言でちょっと間違いを起こしても、それが全部最後まで責任を負うということになると、ちょっと問題が起こるような感じもしております。

清水委員長

ありがとうございます。

ほかにご意見ございませんか。

橘先生はいかがですか。

橘 委員

こういう話は不得意なんですけれども、気持ちとしては、最終的にこの流域委員会は、河川整備計画の案をまず作ると、そういう方針ですので、そこにいかに個人が発言したかということのウエートですよね。それをどこまで残しておくかということが必要かどうかということなんです。公聴会は人の名前は出ないわけですから、それはやはり出席者全員の総意として、まとまるようにしておくべきだということで、出席者の名前はきちんと出ているということで、その中でまとまった意見というわけですから、その都度、その議事録の確認の時に、流域のことを考える1人として、全体の意見としてまとめる時に、ちょっと順序あれですが、資料としては速記録、議事録を、曖昧な形になるかもしれませんが、それなりに残しておいていただきたいと思いますけれども、要旨というものについては、出席者全員の合意だというふうに考えていく必要があるだろうと、

そう思っていますので、ちょっと出羽先生と意見は違うんですけども、そういうふうに思っております。

清水委員長

ありがとうございます。

長澤先生はいかがですか。

長澤委員

今、橘委員からの発言とほとんど、私の意見も同じです。ただ、ほかの委員会の例で印象に残っているのは、全体の議事録については、これはやはり説明責任というんでしょうか、情報公開ということから、求められれば、これは見せざるを得ないんじゃないかなというふうに思うんですね。それについては、発言者の名前を明記した資料を作っておくと。ただ、一般にこの運営方針にあるような公開の対象としては、例えば質問と回答を白マル、黒マルで表すような匿名性を、そこで使ってもいいのではないかなというふうに思います。

以上です。

清水委員長

ほかに発言なさってない方で、石川先生はいかがですか。

石川副委員長

委員会を構成している一人一人は、一人一人の単独の意見を発表するだけの場ではないと思うんですね。それはお互いが討論して、

結果としてこういう方向がいいんじゃないかというものを導き出すというのは、委員会の趣旨だと思います。ただ、いろんな議論をしているうちには、その中の例えば私なら私が、いや納得できないと、最終的に認めることできないというような場合に、特記として、石川委員はこうだったということが書かれてもいいけれども、論議された全てを公式に記録にとどめておく、発表するというようなことは趣旨じゃないと私は思います。

清水委員長

分かりました。

黒木先生はいかがですか。

黒木委員

私も、今のお三方のご意見と同じでございます。これは委員会として取りまとめた結果というふうに考えます。

清水委員長

出羽先生、いかがですか。

出羽委員

皆さんの意見が大体方向が決まってきたみたい。ただ、僕は基本的には、それぞれの立場の方が参加しているわけですけども、基本的にはそれぞれの個人だと思うんですね。個人の意見だと思うんです。それが一番基本だというふうに思っています。ですから、そういう意味での、余り固く考えているわけじゃないんですけども、

責任を問うとかですね。そういう意味じゃないけれども、そういう意味で明記すべきだという。そしてその方が議論が進みやすいというふうに思ったんですね。その上で、やはり委員会で検討した結果、整備案が決まっていくんだろうと。ですから、あくまでもそれぞれの個人の責任で発言するんだという趣旨なんですね、僕のは。ですけども、そういう意見ですので、今石川先生の言われた、どうしても異論がある場合には明記する必要があるよということと、それから橋先生が言われた、議事録は残しておいて、求められた場合は公開すると、それがあればいいんじゃないかというふうに思います。

清水委員長

ありがとうございます。

では、全体的な話の中から、議事要旨は、委員会としてこういうことはまとまった、こういうことが決まったというような形で、個人名は付けなくて、まとまった事項をまとめていくような形にして、それを公開すると。

あと問題は、議事録というか、全ての発言の扱いをどうするかということなんですけれども、前回の時には、そういうものは、ちゃんとしたものを作るということにはなっておりませんでしたけれども、今日新たにちゃんと残しておいて、必要に応じて公開するというようなご意見もあるんですけれども、これについてはいかがでしょうか。

田苅子委員

どうも私、分からないところが幾つかあるんですね。この流域委

員会というのは、最終的には結果であるはずなんですよね。それまでは全部プロセスですよ。ですから、そのプロセスの過程で、しかも、それは産業別だとか、あるいは機関別の代表として発言する立場には、ここへは来ていないと。やっぱり自由発想的に語るところに良さがあるんで、それらは全て私はプロセスだと。その中で特記すべき重要な、将来の大きな後日の議論になるようなことについては、明快にやっぱり。だから私は、議事録という言葉自体が余り好きでないんで、会議録といいますか、その様子を書いておいて、特にこの問題が大きな問題になったというふうな、そういう残し方のものは、限られたものは書いてもいいです。あとはテープに一応ありますからね。だから、その程度で私は、あくまでもこれはプロセスだと。そのプロセスの中で、どなたさんが何を言ったとか、それに余りこだわりますと、これは発言もしたくない場合もあるし、無理にしなきゃいけない場合も、あえて出てくるのではないかと、私はちょっとそこに違和感を感じます。

長澤委員

確かにおっしゃる意味はよく分かるんですが、ただ、最終的に出ていく要旨というのは、本当のエキスであって、いかなる議論のプロセスを経て、こういう結果になったのかということを知りたいという、地域住民とか第三者がいる可能性ありますね。そういった要望に応える義務はありはしないかということで、それは議事録という堅苦しい名称でなくても結構なんですけれども、記録として、やはりきちんと保管して、きちんとした手続きを経た要請があれば公開すると。こういう体制を作っておく必要があるんじゃないかなと

いうふうに思います。

田苺子委員

その辺で、そのプロセスの部分をどの程度にしておくかということだと、私は思います。ですから、議事録になると全部、Aさんはどういう発言をした、Bさんはどういう発言、それに答えて開発局はどういう発言した、全部網羅しなきゃならんわけですからね。ですから、究極はエキスの部分になって表れるんですけども、そのプロセスの中で要点だけは、やっぱりこれは残しておく程度で、私はいいでないかと。それ以上に必要なものについては、テープを起こすと、補完するものがあるんだと、私はそれでいいんでないかと思えますけれどもね。ただ、プロセスの中に、どなたさんが何を発言したと、それに対して反対の発言はBさんから出たとか、そういうのは私はいかがなものかと、こう思うんですよね。

出羽委員

逆に誰がどう発言して、誰がそれに対してと、それに余りこだわらない方がいいと思うんですね。ですから、橘さんが言われたように、やはりこういう要旨でまとめてしまうと、会議の雰囲気とか経過とか、それがやっぱり伝わらないんですね、結果だけですから。やっぱり大事なところはそこだと思えます。

ですから、それは言葉は議事録でも会議録でも何でもいいんですけども、テープ起こしをするわけですから、それをきちっと保管して、求めがあった場合は公開するということで、それをどの部分を入れて、中途半端にまとめようとすると、かえってこれは大変だ

と思うんですね。テープ起こしするんであれば、そのままテープ起こした方が、時間はかかっても楽だと思うんですね。ですから、それで僕はよろしいんじゃないかなと思うんですが。

清水委員長

テープを起こしたものを文章にして、それを公開できるようにしておくということですか。いつでも公開できるようにしておくということですか。要請があれば。

出羽委員

はい。

清水委員長

そういうことだそうですけれども、なかなかそれも大変な作業ではないですかね。

出羽委員

でも普通にやられていることじゃないですかね、それは。

(一般傍聴席より発言する者あり)

清水委員長

申しわけありませんが、委員以外の発言はしないでいただきたいなと思います。こちらからお願いした以外は、よろしいですか。

ご意見、何かございますか。今のテープ起こしをして、文章にし

て、ちゃんと残しておくということについて。いつでも公開できるようにしておくということ。それはどこでもやられていることだから……。

黒木委員

現実問題としてテープ起こしされているんでしょうけれども、私もいろんな委員会で発言が、テープ起こしたものの文字になって出てきますと、やはり自分の発言が、その場の雰囲気では分かっても、文章となると少し分かりづらいなとか、全体として雰囲気が伝わらないという、そういう思いをすることがたくさんございます。したがって、もし本当にこの会議の雰囲気を伝えたいということであれば、ご要望があるんならば、テープをお聞かせすればいいんじゃないでしょうか。無理にテープ起こしという労力をとらずに、それでも構わないんじゃないかなという気はいたしますが。そうすれば、暗黙のうちに流れも分かってしまいますしね、発言者の。

私の経験した委員会の多くは、出羽委員のあれとは逆に、むしろきちっと発言を文章化した上で、名前を全部削除すると、そういう例も幾つかございます。したがって、名前を公表するのが普通ということでは、必ずしもないかなという気はいたしております。

清水委員長

今の意見で、もし必要であれば、テープをお聞かせすればいいという、合理的と言えは合理的な考え方だと思いますけれども、いかがでしょうか。

(「異議ありません」との声あり)

よろしいですか。

出羽委員

テープ起こしは実際にされるわけですね、事務局の方では。要旨を作る上で。

田倉計画官

確認できないところというんですか、議事要旨として押さえ切れなかったようなところについては、そのところは、確認という意味で起こしますけれども、全体としては、必要がなければやらないです。

出羽委員

必要がなければやらないというのは、

田倉計画官

議事要旨の作成上、曖昧なところとかあるかと思うんですけれども、そういうところは、確認の意味でテープを用いて確認しております。

出羽委員

そうすると、全体をやったわけではないわけですか。例えば1回目の流域委員会の全体のテープ起こしをやって、この要旨を作った

というわけじゃないわけですか。

田倉計画官

ちょっと待ってください。

清水委員長

多分、テープを起こして、文章にして、それを今度公開するということ意識してやると、本当に一言一句間違えないようにしなきゃならないし、そういう意味では、

田倉計画官

すみません、私の認識違いでして、機械的に起こしているみたい
です。

清水委員長

機械的にやったものはあるかもしれませんが、それを公開する
という作業のためには、まだほど遠いというようなイメージな
んですね、きっと。

田倉計画官

公開するに当たって、確認作業というのは、どうしても出てくる
んではないかというふうに考えております。

出羽委員

ですから、僕が言っているのは、橘先生も同じだと思いますけれ

ども、それを作って、ホームページその他で積極的に公開するという意味じゃなくて、記録としてきちっと残しておく。確かに黒木先生言われるように、特に僕なんか、話し言葉が文章になるとひどくて、自分でもよく分からないということがよくあるんです。ですから、そういう問題は確かにあるんですね。ですから、そういう場合は、送られてきて発言者が訂正するということがありますね。だから、そういう作業を通してやるということも可能ですし、やはり記録としては、僕はきちっと残しておいた方がいいように思います。

テープで聞けばいいと言うんですけども、これはまさに大変な作業なんです。ですから、これは結局、何かなければ、それを起こして聞くということはないんでしょうけれども、まさにこれは使わないということを意味するんですね。よほど問題なければ。ですから、テープそのものをどこをどう聞くかというのは、これはまさに大変な作業で、テープ起こしするんであれば、やっぱりそれを文章としてきちっと残しておく方が僕はいいかと思います。僕の発言はそこまでです。

清水委員長

それで、先ほどテープとして残しておけば、それでいいという、何かの時には、それを公開すればいいというので、異議なしという意見が結構多かったんですけども、出羽先生、いかがですか。やっぱり文章にして残すべきだということですか。

出羽委員

テープ起こししているんですから、そうしますと残したらいいん

じゃないですか。

清水委員長

ただ、私の考えでは、文章として残して、何かあったら出せるようにしておくということは、それはやっぱりその都度その都度、本人の意見を修正とかということで、かなり大変な作業になると思うんですけれども。それも、じゃテープじゃなくて、ビデオを撮っておけばどうですかね。それだったら。そのビデオを見ていただくと。したら誰が何を言っているか、その場の雰囲気も分かるし。それだったら、そのビデオを、もしどうしても……。そうじゃなくて、やっぱり文章にするととなると、やっぱりただ機械的にはいけないところが多分あると思うんですよ。したら、

出羽委員

能力的にはビデオの方が、そういう点では楽かもしれませんね。それでよろしければ、僕はそれでもいいです。

清水委員長

テープじゃ分かりにくいんで、ビデオを撮っておくということではいかがですかね。だったらいいという、出羽先生も納得していただいたんですけれども、ビデオもまずいですかね。

石川副委員長

何のためにですか。

清水委員長

そうですね。それはありますね、確かに。何のためにというのはありますね。後で誰が何を言ったかを根掘り葉掘り調べたいというようなことなんでしょうね、きっとね。

石川副委員長

それはテープで済む。

出羽委員

だから、根掘り葉掘りとか、誰がこう言って、それがけしからんとか、そういうふうを考えちゃうと、これはもうどうしようもなくなるんです。そういうことじゃなくて、

清水委員長

でも、そう考える人もいるんじゃないですかね。

出羽委員

それは世の中ですから、いろんなふうを考える人がいるから、それは否定しませんけれどもね。やはり委員会として記録をきちっと残すということだと思います。その趣旨です。

清水委員長

残して、誰かに言われたら、それは公開するんですね。ということは、やっぱり公開することを意識して残さなきゃだめですものね。その都度その都度、かなりの作業になってくると思いますけれども

ね。

田莉子委員

私は大事なことがあると思うんですけども、ここの発言は、もちろん責任を持って発言をするわけですけども、その発言が後日云々されるような、自由な、そういったものの拘束の保証がなかったら発言しなくなりますよ。だから、何のためのビデオなのか、何のための記録なのかということは、もう少し私は過去にその記録を、会議を残すのは、もちろん密度の高いものはいいんですけども、どの程度がいいのかということは、それは議論の余地あります。でも、発言したものが、あいつが発言したからあいつを恨んだとか、これは私は身の危険を感じないという人もいるかもしれませんよ。そういうことを言いたいです。

清水委員長

そうですね、そういうのが残ると、自由な発言が妨げられるというのは、確かにおっしゃるとおりだと思います。

石川副委員長

余りこだわらなくていいじゃないですか。

清水委員長

当初は、もうこだわらないで、議事要旨ぐらいにしておけばいいなということで、前はそれでよかったんですけども、今回突然、いろいろ意見がというか、出てまいりまして、やっぱりこのままと

というわけにもいかないような雰囲気にもなりましたので、今ちょっと最初のところでひっかかってしまったんですけども。

(一般傍聴席より「発言したいんですけども」の声あり)

一般からの発言は、もし意見があれば、書いて出していただくとのことになっていたんですけども。決まりでは。

田倉計画官

委員会中の一般者からの発言につきましては、前回の運営方針の中で、委員会中に意見を述べることはできないというふうになっていますので、発言を受けるかどうかは、委員会の中で決めていただければと思いますけれども、この場で決まらなければ、その意見というのは、ペーパーでも、事務局として受けるということは可能です。

清水委員長

その都度受けるということになっているんですけども、私の感じでは、今はこの段階では、意見があれば、文書か何かで出していただいて、次回以降検討いたしますので、会場からの意見は受けないことになっていますので、受けないということにしたいと思いますが、皆さんいかがですか。

石川副委員長

決まりですから。

出羽委員

受けないというより、まだ決まってないんですよね。どうするかは。

石川副委員長

会議の最中に受けるということは、やっぱり問題だと。

出羽委員

ですから、この議事録に、一般傍聴者が発言する機会を設けることについては、必要においてその都度協議していくということで、まだ決まってないですから、今受けることはできないですよ、この場で。ですから、用紙で書いてもらうということが可能であれば、それはそれでいいと思う。

清水委員長

用紙で書いて出していただいて、もし必要だということが皆さんで話し合っ、必要であれば、次回以降受けますということなので、ということになっています。

出羽委員

今この場で即それを議論して、受けるかどうかということにならんでしょうから、

清水委員長

その都度その都度やっていくのがいい、

出羽委員

この場で受けることは無理じゃないですかね。

清水委員長

ということなので、ご了承ください。

議事録のところでちょっともめちゃったんですけれども。

本田委員

やっぱり私どもは、この天塩川をどうするかということで、もっと自由に発言をさせてもらいたい。ただ、自由に発言したからって、適当ということじゃなくて、話したことには責任を持つという、そういう中で、この川をどうするかという意見をもっと出し合って、当然その中にはいろんな問題点が出てくるんだろうと思っています。そういうときに、皆さんでやっぱり徹底的に議論をさせてもらって決めていくという、そういう方向で、これすべてをやっていくということになったら、なかなかこういう会議をやっても進んでいかないのではないのかなという、ちょっとそんな心配もありますので、発言には責任を持ちますから、もっと自由に発言をさせてもらって、その問題点のある部分については徹底して議論をさせてもらうという、そういう方向で進んでいただきたいと思います。

清水委員長

私の雰囲気では、もし個人名を含めて全部残すのであれば、自由

な発想の発言はできないという感じになりつつ、そういう危険性をちょっと感じるんですけれども、どうですかね、それでもやっぱり残すべきだと思いますか。

出羽委員

結果的には皆さんの意見に従いますけれども、僕の基本的な意見はそういうことです。橘先生が言われたことに僕は賛成しますが、全体の中での流れとしてどうするか、判断していただければと思います。

清水委員長

全体の雰囲気としては、いかがですか。もう一方、二方。先生どうぞ。

前川委員

意見言っていないので言っておきますけれども、折衷というか、テープはどっちにしても置いておくわけですよね。それと、これをつくるためにとりあえずやっぱり起こしているみたいですね。それは別に捨てる必要もないですね。それをそのまま置いとけばいいじゃないですか。別にそれを公開するとか、しないとかというのはそのときに、またここでもし必要であれば、また議論すればいいと思うんです。ただし、破棄はしないということだけを決めておけばいいんじゃないですかね。

清水委員長

そんなことで、いかがですかね。なかなかいいご意見だと思うんですけども。

橘 委員

先生のおっしゃることで結構かと思うんですけども、それだけこの議事録の、今日のようにまとめるときに、過去の言ったことがちゃんと盛り込まれているかどうかということをおこの場で、前回の議事録、そのときに問題が起こったときに、おまえこう言ったんでないかというようなことが、テープに残さなくても、忘れないうちに議事録の確認のときに、まずうまくまとまっているかどうかということをお、まず整理しておくということが1つかと思います。今日は、大切なことだと思います。

清水委員長

ちょっとまとめさせていただくと、テープを取るなり、簡単な文書化なりしているんで、それを捨てないと。捨てないで保管はしておくんですけども、公開するとか何とか、そういうことになった場合には、それをもう1度この場で議論して、どうするか処置はその都度決めていくということで、個々のものについてはとりあえずは置いておくと。捨てないということです。

それから、それとは別に、議事要旨全体でどんなことが話し合われたかというのをまとめて、それを次の会の最初に皆さんでこれだよろしいですねということで承認して、皆さんで承認されたものを公開する。すなわちホームページに載せたり、公開したりすること。それでいかがでしょうか。

よろしいですか。

石川副委員長

アドバイザー会議のときにやっているように、要旨をつくったんなら、それを委員に配付して、これでよろしいかということを確認する方法もできるんじゃないですか。

清水委員長

ええ、そうですね。それをやって、なおかつ最終的には皆さんでということであらうふうにあ、今回もそうですね、前回の会議のあとに皆さんに回って、いや私の意見がないとか、それはとかというので一応まとめてきていただいたのがこれなのですけれども。

そんなことで、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

ありがとうございました。

やっと1つ決まりましたので。

では、今回の説明された議事要旨(案)というのを、これでいいかどうかという議論にやっと入れるわけなんですけれども、それで、2番目に、これでどうでしょうかということで、ご意見いただきたいんですけれども。

出羽委員

それで、時間取って申しわけないんですけれども、2点目の、一

一般傍聴者の意見の点なんですけれども、その運営方針にはっきりできないものとする明記してありますので、これがなくても、必要に応じて委員会、前回の議事録にあるように、その都度議論していくというか、そういうふうに変えたほうがいいんじゃないかと思うんです。そうでないと、これおかしなことになると思うんですね。いつ傍聴者の発言を受けるかどうかというのは、今後この委員会で議論して決めていくことになるんですけれども、方針でははっきりできないというふうにしてありますので、このままだとおかしなことになると思うんですね。ですから、方針案の一般傍聴者の発言については、「その都度委員会で議論する。」とか何かしておかないと。

清水委員長

そうですね、一般からの意見は予想がつかないので、具体的な発言したいということがあったときに検討すべきであり、とりあえず、この運営方針（案）でスタートしてはどうかと。何かこう疑問文みたいので終わっているから、運営方針（案）の方でしっかりそれをどうするかということを明記しておくべきであるということですね。

出羽先生の意見としては、運営方針の方で、一般から意見があった場合はその都度検討して認めるとかということにした方がいいということですかね。

出羽委員

その都度委員会で検討するぐらいにしておいたらいいんじゃないですか。

清水委員長

その都度委員会で検討すると。

いかがですか。

本田委員

例えば、今のように、この会議の最中に意見を述べたいといって、そしてその方の意見を私どもが皆で聞くということなんですか。それとも、終わってからでもそういう意見を出してもらって、それを次の会議か何かで、委員長さんの方から報告をさせてもらって、私どもがそれに対して意見を述べるということになるのか。そのどちらの方法なんでしょうか。もし、やるとしたら。

清水委員長

私の考えでは、「はい」と言ったのを全部聞いて、もしやっていると、やっぱり大変なことになると思うので、後者の方のやり方しかないかなというふうに思いますけれども。

本田委員

私も、それだったらいいのではないかと思いますけれどもね。

清水委員長

いかがでしょうか。

黒木委員

委員長のとおりのことだとすれば、この運営方針の中にも一般傍

聴者は委員会中に意見を述べることはできないですから、このままでよろしいのではないのでしょうか。もちろん、あとで書面でいろいろご意見をいただく。それから、別のところにもありますように、傍聴者に限らず、いろいろな方の、一般住民の方のご意見をいただく機会は設けるということにしておるわけですから、私はこれで何ら差し支えないし、齟齬も生じないというふうに理解します。

出羽委員

僕の言っているのは全く違いまして、この議事録に関して僕が発言したのも、この委員会で傍聴者の発言を受けるということなんです。

清水委員長

その場合は、こういう会議場で挙手があって発言を求められるときは、それを聞くということですか。

出羽委員

ですから、それはその都度手が上がった場合に受けるということにはやはりならないと思うんです。ですから、その方法をこの委員会で検討するということは、この議事録、前回のここにある文章だと思っんです。どういう方法でそれを受けるか。

例えば、毎回、何回に1回分わかりませんが、そういう時間帯を設けるとか、短時間ですね。そういう形ではないと、自由に受けるということに、それはいけないと思うんです。それは違うと思うんです。ですから、この委員会で直接傍聴者からの発言を聞

くということの意味です、僕はね。文章とか、そういう形で別途受けて、それを報告というんじゃなくて、この委員会で傍聴者の発言の機会を設けるという意味です。

清水委員長

それは例えばあれですか、この委員会の最後の10分ぐらいに傍聴者の発言していく。時間を限ってということになるかもしれませんが、受けるとするのは。それは議論するのではなくて、ただ聞くということですか。

出羽委員

そういうことになります、基本的にはそういうことだと思いますね。

清水委員長

そういうお考えもあるようですが、いかがですか。

出羽委員

もう1つ言いますと、以前から言っているんですけども、とにかくあらゆる機会をとらえて、流域住民のいろんな意見をやはり我々はフリーに聞く、聞いた方がいいと思うんですね。それは、いろんな意見があるんでしょうけれども、それについてこの場で議論するということにはならないと思いますけれども、そういう機会を、やはりあらゆる機会をとらえて進めていくということが、1つの姿勢として非常に大事なんだろうと思うんですね。そういう趣旨です。

石川副委員長

その姿勢は、私ばかりじゃない、もうご出席の委員の方々皆尊重して聞くべきだということには、何らご意見はないと思うんです。ただ、聞き方、取り上げ方、それがこういう、例えばいま行われているこの委員会の流れを崩したり、あるいはそのことが委員個々の人に圧力になったりというようなことがもし起こるんなら、これは進行上、議事の進行上問題が起こるんじゃないか。だから、いま出羽委員も言っているように、あとで書面なり発言なりしていただいて、それについてどう取り扱うかについて委員で、この正式な委員会の終わったあとですよ、そういう取り上げ方を論議するということには別に不賛成はありません。問題は、委員が正式な委員としての議事進行中に第三者からの発言を受けるということは問題があると思うんですね。そういうものをどう扱うかについては、私は論議することに、別に問題はないと思います。

出羽委員

ちょっと勘違いしないでいただきたいんですけども、僕はこの場でそういう機会を設けるということを行っているんで、あとでということを行ったんじゃないですよ、僕は。

石川副委員長

この場でということとは、例えば今のように、ご発言がある場合、それを受けてということにはなるんですか。

出羽委員

そうですけれども、それはだから委員会のどこかに短時間、時間を設けてということを行っているんですけれども、私は。

石川副委員長

どこかと言うことは、

出羽委員

だから、委員会の最後の部分でいいわけですね。終わってからということじゃなくて。

清水委員長

最後の10分を、例えばですね、そういう時間として意見を述べてもらって、それが20人いないと思うけれども、20人、30人いてもということなんですか。だれが聞いて、だれが聞かないとか、そういうようないろいろまた出てくるかなという、ちょっと気もするんですけれども。

井上委員

一般の人の意見発表する場というのは、この委員会でしゃべる場だけでなく、ホームページ見て、それで意見を出したり、あとファックス出したり、手紙出したりいろいろ方法があると思いますから、この委員会のときに時間設けて発表を聞くんでなくて、そういうものを事務局でまとめてもらって、次の会議のときに出してもらって、それを議論するという形の方が、いろんな人の意見を聞く機

会を与えるという意味では、この委員会だけで聞くよりはいいのではないかと思いますけれども。

出羽委員

委員会、もちろんそうなんですけれども、ですから僕が言っているのは、ホームページもありますし、文書でということもありますし、更にこの場でもあっても僕はいいと思います。ですから、そういう意味であらゆるそういう機会を後半につくったほうがいいということなんです。

井上委員

それであれば、ただ意見を聞くだけで、それを意見聞くのと、ほかの手段での意見をまとめて次の委員会で一括で委員に全部ちょっと知らしめるという形の方がいいんじゃないかと思います。

清水委員長

一括してね。はい。

皆さん、いかがですか。

本田委員

それに賛成です。例えば、こういうふうにして意見が出てくる。そして、あなたの委員さんの意見が違ふとかなんてそういう話になったら、ちょっとまとまりがつかないんじゃないかと思うんで、文書か何かで出してもらって、その部分を皆さんで話し合いをすることの方がいい方法ではないかなと思っています。

清水委員長

岡村先生とかいかがですか。

岡村委員

最後の10分に聞くというのは仮の話でしょうけれども、その短い時間にいろんな人の意見を聞くというのは、かえっていろんな問題を生じかねないんで、やるとすればしっかり時間を取って、前もって委員会で皆さんの意見を聞くから来てくださいというようなことをきちっと言うべきで、時間もその日はそれに当たると。そうでない日は委員同士の議論にするというふうにしないと、毎回少しの時間で聞くとなると、ごく特定の人意見ということになりかねないんで、それはまずいかなと思います。

清水委員長

ほかの皆さん、いかがですか。

石川副委員長

私は、それで結構だと思います。

清水委員長

毎回聞くんじゃなくて、まとめた形で聞くなり、

出羽委員

別に僕は毎回というふうには考えていません。かえって、岡村先

生言うように、やるのであればきちっと時間取った方が、それをオープンにして、そういうことを公表した上でやったほうがいいかもしれません。

清水委員長

そういう機会をつくるというのは、前の流域委員会のお約束とか、前からの約束とか、ですので、それは次回以降やっていくことになると思いますので、じゃ、やっぱり委員会の間は委員間の議論の時間を十分取るということの趣旨からいって、会場からの意見は直接は聞かないで、文書なりファックスなり、ホームページなりで何かの方法で出していただいて、それを事務局の方でまとめていただいたものを、次回までにこちらで次回の委員会で検討するということで、よろしいでしょうか。

出羽委員

それでよろしいですけれども、そうすると、傍聴者から発言したいなり、また意見を述べたいなり、そういうことを常にオープンにしておいて、それを受けると。受け付けると、そういう体制をつくる必要がありますね。

清水委員長

どういう意味ですか。

出羽委員

ですから、じゃそうであれば、例えば次回なり、その次なり、そ

ういう時間設けますよということを知らせてやりますね。流域住民に。もしくは、そうじゃなくて、流域住民なりグループから、もしくは個人からでもそういう発言したいという申し入れがあった場合、それを受ける仕組みをつくっておく必要ありますね。

清水委員長

それは、いつでもというか、例えば岡村先生が言ったように、じゃいついつの今度の委員会にはこういう機会を設けますのでということになると思いますけれども、いつでもということにはならないと思いますね。

出羽委員

そういう方法をこの委員会でどうしていくかということを経験することなんですよ。

清水委員長

もちろん、そうです。

出羽委員

だから、これいま全部決めなくても、次回でもその方法をきちっと議論して進めたらいいんじゃないですかね。

清水委員長

そうですね。そういうことになっていたかと思いますが。

出羽委員

そういう、以前からの議事録だというふうに僕は理解していたんです。ただ、それと僕は今日言ったのは、運営方針で意見を述べることはできないと明記してありますから、それとの齟齬は生じるだろうということを今日発言したわけで、どういうふうに受けていくかというのは、僕は次回以降議論するんだろうかなとは思っていたんです。

清水委員長

今後の進め方というところでの議論になるかと思えますけれども。どうですか、議事要旨としては、このままでよろしいでしょうか。

長澤委員

蒸し返すようで恐縮ですけれども、やはり表現上、私前回欠席していてこういうこと言うのは恐縮なんですけれども、表現上やはり矛盾があるように感じますので、この公表する議事要旨については、下の3つ目の黒ポチの表現を変えてはいかがでしょうか。それは、「必要に応じてその都度」というところを、「次回以降議論していくものとする」と。そうすれば、第1項議事方針案を案のとおり決定するということと矛盾しないように、そういう整合性を取るような文章に訂正してはいかがでしょうか。

清水委員長

その都度でなくて、次回以降というふうにするということですね。

出羽委員

それはそれで僕はいいと思いますが、必要に応じてその都度となるとやっぱり毎回というような感じになりますから、僕言っているのはそうではないんです、橘先生。この方針案です。これに委員会で傍聴者は発言できないと明記してあるんです。もとの運営方針ですね。ですから、それとの齟齬のことを言っているんです。

長澤委員

方針案については認めるというふうに、第1回に合意したわけですね。この委員会で。ですから、それは生きているんじゃないですか。だから、この委員会中に傍聴席からは発言できないと。これは前提で、なおかつ、その意見を組み取る方策を次回以降考えていきましょうと、こういうふうに理解すればいいんじゃないかなと思います。

清水委員長

そうだと、私も思っていたんですけども。

黒木委員

黒ポチの2つ目の、更に3つ目ですね。今の長澤先生おっしゃったところ。そのような修正でもよろしいかと思いますが、そうなりますと、一般傍聴者の発言というのと、その次の大きな黒ポチにあります関係住民からの意見聴取というものがダブってきますよね。そういう意味では、もうそこは取ってしまって、いわゆる関係住民からの意見聴取ということであれば、次回以降その方法について決

定をするということで、この方針そのものは了承されたということになるんだろうというふうに思います。この辺の扱いは、もう少し議論していただければよろしいかとは思いますが、けれども。

清水委員長

取ってしまう、このところを。

黒木委員

やつですね、一緒に。

出羽委員

それではやっぱり趣旨が違うと思うんですね。次の関係住民からの意見聴取の具体的方法というのは、前にも結構何度もやりましたけれども、やっぱりもっとまとまった意見陳述するだろうと思うんですね。それと、傍聴者の発言というのは、違うと思うんです。ですから、それはダブる部分確かにあると思うんですけれども、一般傍聴者の発言する時間というのは、やるのであれば、きちっと取って、そういうことを設けてもいいんじゃないかと思うんですけれども、いかがですか。

黒木委員

先ほど岡村委員のご提案のように、もしも切れ切れに毎回毎回時間を設けるということに皆さんが余り賛成でないと、まとまって1回分なら1回分やるということになりますと、それはむしろ傍聴者の意見をお聞きするということではなしに、その次のページの関係

住民からの意見を聴取すると、そういう機会になるんだろうと私は理解いたします。

清水委員長

ばらばらにやるんでなくて、1回そういう会をつくってというほうがよろしいんじゃないかという感じに、私もそう思っていたんですけども、いかがなものでしょうか。

前川委員

この前もやった委員会のようなもの。

清水委員長

どうですか、その辺も含めて考えなきゃだめだと思うんです。

前川委員

委員会がなければ、やっぱりその、

清水委員長

委員会が、第1回、第2回、第3回は、もうそれに充てるという感じでもいいかもしれないですね。

前川委員　もしそうであれば、運営方針（案）は、少し字句を変えなければならんかしらんですね。全く発言できない会というのであれば、それちょっとおかしいんですよ。

だから、それは方法上の問題なんで、ちょっと変えてしまっても

いいんじゃないですか、別に。そんな大変な問題かなと思うんですけども、そんな全然大変な問題と思えないんですけども、ちょっと変えるぐらい。そういうこともあるということぐらい。

清水委員長

もちろんないですけども、別に、固執するわけでないと思えますけれども。

岡村委員

ここに皆さん、これ前回のやつがないと文章が分からないと思うんですけども、傍聴者は会議中に意見を述べることはできないというふうに書いてありますので、それはそれでいいと思うんですね。

それで、そこにただし書きでもつけて、一般の意見を委員会の中で聞く機会を設けるとか、一言付け加えれば。

清水委員長

それもあるんじゃないですか、たしかそういうようなことも、既に。

岡村委員

分けて書いてあるから。

石川副委員長

分けてあるからね。

清水委員長

だから、要するに運営方針の趣旨としては、傍聴者がその都度会議中に挙手して発言というようなことは、ちょっと慎んでいただいて、その代わりそういう機会はちゃんと別に設ける。

岡村委員

出羽先生のおっしゃっているのは、この委員会で地元の方の生の声を聞くということが大事だというふうに私も認識しているんで、単に意見聴取をするというのは、事務局の方が、別の方法で、インターネット等で聞いたり、あるいは別の機会に聞いたのを委員会に文書として提出するとか、そういうのでは私はまずいと思うんですね。直接住民の方が発言するのを、この委員が聞くという機会をしっかりと取るということではいかがでしょうか。

清水委員長

どうぞ。

黒木委員

そのとおりでいいのかもしれませんが、要は、一般住民の方からの意見聴取ということは、この運営方針の中の第2項にもきちっと書いてあるわけですね。その方法については、委員会において決定するということですから、ここでいう一般傍聴者とはというのは、そういう特別に設けられた機会以外のときに、そういうチャンスで、時間を区切って設けるとかという、そういうことのご提案だったんで、それは、私自身はやはり岡村先生の意見に賛成で、そういうも

っとまとまった形でと。そうしますと、それはもう一般傍聴者ではなくて、住民というお立場で私どもが意見を交換する、あるいは意見を聞くという、そういうチャンスをつくるわけですから、やはり傍聴者という言葉と一般住民からの意見聴取というのは、きちっと分けるべきであると、そういうふうに思います。

清水委員長

はい。

橋 委員

また、ちょっとこんがらかすような意見なんですけれども、そういう関係住民という方の場を設けるということは必要だと思うんです、岡村先生おっしゃるとおり。ただ、この場で適当かどうかということは別にして、個別のいろんな議論をするわけですね、これから。現状をどう考えるかとか。そういうときには、関係住民以外の、またそれなりの見方の方が結構おられるかもしれないです。特に環境なんかいろんな意見があると思いますので、そういうのは、それを10分で最後にまとめて話すということは無理だと思うんです。そういうのをなるべく、できたらご意見として出していただいて、もし委員長あるいは事務局の方で大切だと思うなら、その部分を次回10分程度で説明願うという、そういう技術的なところはお願いしたいと思うんですが、関係住民の方の大きな流域の整備についての話は、岡村先生の話でいいと思います。

清水委員長

ほかにご意見ございませんか。

やっぱり毎回毎回じゃなくて、まずはそのときの意見は別の方法で出していただいて、次回に重要であれば、意見を聞く場合もあるというような感じですね。

橘 委員

それは文面に合っているかどうかですね。

清水委員長

というような皆さんの意見が多いようなんですけれども、そうすると、議事要旨としては、先ほどからどこを取った方がいいとか、つけた方がいいとか、いろいろ言われていましたけれども、どうしましょうか。また、これ次回までということになっちゃうと、なかなか公開しないことになっちゃうんですけれども。

じゃ、もう少し意見を出していただいて、一つの方法としては、今日の意見を聞いて、次回じゃなくて、私に一任いただくとかというのも一つの方法かと思えますけれども、この公開の方法については。いかがでしょうか、議事要旨については。いかがでしょうか。

出羽先生、どうですか、まだ意見ございますか。言っていただいて。

出羽委員

これまでの意見を十分聞かせていただいて、お任せします。

清水委員長

そうですか、ありがとうございます。

じゃ、この議事要旨の最終的な形と公開するについては、一応私の方で責任を持ってまとめさせていただきます。

(「はい」の声あり)

よろしく願いいたします。

すごい時間がたっているんですけども、お疲れかと思いたすので、10分程度休憩を入れたいと思いたす。よろしく願いいたします。

(休憩)

(2) 第1回委員会で議論された事項について

清水委員長

10分たったかどうかちょっと分からないんですけども、皆さんおそろいのようなので、引き続き始めたいと思いたす。

今日の次の議題は、そこには、「第1回委員会で議論された事項について」というふうに(2)になっているんですけども、特に第1回で問題になったのは、今後どうやって進めていくかということでありました。

そののところをもう一度きちんと整理して話していこうということで、前回環境影響分析というのも新しい部門も入ってきましたし、それから、今も議論になった住民の意見をどうやって聞いていくかというようなことにもなっていますので、この場で整理させていた

だきたいと思います。

特にこの資料では、1 - 3ページの今後の委員会の進め方と。1 - 4、1 - 5で、環境分析についてということで説明になっているんですけども、これに事前にちょっと追加資料として、第3回の前になるのか、第3回の後になるのか、ずっと後になるのか分からないですけども、住民からの意見を聞いていくというお約束です。それはどういうやり方になるのかというのを、ほかの委員会や何かでどうやって、やっているかというのを事務局の方で調べてきていただきましたので、その資料も今日つくってあるそうなので、配っていただきまして、それも一緒にこの辺も説明していただければというふうに思います。よろしくお願いします。

田倉計画官

それでは、今日の配付資料の1 - 3ページ、1 - 4ページ、1 - 5ページについて、私の方から説明させていただきます。

1 - 3ページにつきましては、前回もつけていたんですけども、河川整備計画策定フロー図ということで、前回少し分かりにくかったということで、少し整理させていただきました。

フロー図を見ていただきまして、3列あるんですけども、左の1列目と真ん中の列、合わせて2列については、河川管理者が行う河川整備計画策定までのフロー図の流れとなっております。

右側の列につきましては、懇談会、委員会の開催の流れを示したものです。

委員会といたしましては、第1回を5月30日に行っておりまして、その中で委員会の設立に関することを主に議論しております。

今回、8月21日につきましては、天塩川の現状と課題ということで予定に入っておりますけれども、3回目以降、そういうものを受けまして、河川整備計画の目標ですとか、目標達成のための方策について、また、具体的整備計画メニューについて、そういうような項目が議論の中で入ってくるかと思っておりますけれども、具体的に項目につきましては、委員会の中で決められるというふうに認識しております。

3回目以降のところに、「第〇から〇回天塩川流域委員会」というマスがあるんですけれども、その中で、具体的整備メニューというのが審議されるんですけれども、その具体的整備計画メニューというものが上がりましたら、それを受けまして、社会・経済面、技術面、環境面からの分析を行います。

その内容としましては、治水安全度ですとか、費用対効果、社会的影響、建設維持・管理の容易性、利水の安全度、自然環境への影響などが上げられると思っておりますけれども、この自然環境への影響の分析の仕方を後でご説明しますけれども、環境影響分析という方法で今回行います。

これらの社会・経済面、技術面、環境面からの分析を事務局の方で検討させていただきまして、それを第何回になるか分からないんですけれども、この天塩川流域委員会の中に報告させていただきまして、審議されるという流れになります。

その下なんですけれども、審議が進みまして、河川整備計画の原案というものがこの委員会を通しまして、まとめられた後、それを持ちまして流域住民への説明会ですとか、公聴会を私ども開発局の方で実施いたします。

それらの中から出てきた意見につきましては、その右側のフローの一番下にありますけれども、最終回天塩川流域委員会ということで、そういうマスを設けているんですけども、その中で報告させていただきまして、委員会からの助言をいただきたいというふうに考えております。その委員会の中でまとめられました河川整備計画の原案と、地域説明会ですとか公聴会等でいただきました意見、それと、それに対する助言等を踏まえまして、私どもの方で河川整備計画の案の作成を行いまして、それらを流域市町村ですとか知事、北海道からの意見、それと、関係機関と協議しまして、河川整備計画への策定というような流れになります。

次の1 - 4、1 - 5ページにつきましては、環境影響分析について書いているものでございます。

環境影響分析につきましては、平成9年の12月に河川法が改正されまして、これまで工事実施基本計画に基づきまして河川事業を行ってきたわけなんですけれども、それが長期的な方針を定めた河川整備基本方針というものと、今後、20年から30年後の具体的な河川整備の計画を示した、河川整備計画というものの2本立てになりました。その河川整備計画の策定段階において環境面からの分析を行うということで、その分析方法、やり方を、環境影響分析というふうなやり方で今回は行うものです。

1 - 4ページの真ん中から書いているんですけども、内容としましては、これまでの河川管理で蓄積されてきた測量データですとか調査データ、文献等、それらの既存資料を活用しまして、治水、利水、環境の整備における実現の可能性のある具体的方策について、環境への影響を分析するものです。

具体的方策の例といたしましては、治水の整備ですと、河道掘削、ダム、遊水地、内水排除、河岸の改修などがあります。利水の整備ですと、堰だとかダム、環境の整備ですと、河畔林の確保、魚類の移動経路や生息環境の確保、旧川の保全といった項目が上げられるかと思えますけれども、それらの項目について、環境への影響を分析するものです。

その環境分析を実施する背景について、(2)の方で書いているんですけれども、環境からの分析というものは、これまでも計画段階において行ってきたわけなんですけれども、各河川で様々な試行を交えながら実施されてきました。それが近年の環境への取り組みの環境が重視されるということを受けまして、今まで環境面からの分析を行ってきたわけなんですけれども、ともすれば、社会・経済面、技術面からの分析結果に埋もれがちになっているのではないかと。環境面からの検討が軽視されているのではないかとというふうな懸念がされてきておりました。

それを受けまして、環境面からの分析方法をある程度確立させまして、環境面に絞った一定の独立した分析を行うことで、河川整備計画の策定段階において行う社会・経済面、技術面からの分析とあわせて、総合的な観点から適切な計画案を選定しまして、最終的には、環境に配慮した河川整備を推進しようというものが、環境影響分析の目的としております。

そのやり方なんですけれども、1 - 5ページの(4)の方に書いていますけれども、平成13年10月に、国土交通省河川局の方で、専門家からなる、河川事業の計画段階における環境影響の分析方法に関する検討委員会というのを設置しまして、その中で、環境影響

分析の分析方法の基本的な考え方というものを、平成14年12月に取りまとめました。今回、北海道において、天塩川をモデルケースとして、試行的に実施するものでございます。今後、実効性だとか有効性を検証するとともに、課題を取りまとめていこうと考えております。

これまで、環境面からの分析というものは行ってきたんですけども、それと大きな違いというものが、環境影響分析の分析に当たりまして、分析計画書と分析報告書を作成するんですけども、その段階で公表しまして、第三者の意見を収集するという事になっておりまして、それが今までやってきた環境からの分析の方法と違っているところでございます。

伊藤課長

引き続きまして、会議の途中で配らせていただきましたA4横の表でございますけれども、他の水系におけます流域委員会における住民意見の聴取方法について、どのようなものがあるのかということで事例を調べましたので、報告させていただきます。

資料につきましては、流域委員会でのホームページが立ち上がっておりますので、そのホームページを活用いたしまして作成いたしました。作成した水系につきましては、豊川水系と淀川水系の2つでございます。

まず、豊川水系の河川整備計画でございますが、これにつきましては、豊川水系河川整備計画原案に関する地区別意見交換会というものをやっております。主催者につきましては、中部地方整備局の方で実施しております。実施の時期でございますけれども、河川整

備計画の原案の作成後に、意見交換会を地区ごとに12地区において開いております。意見の聴取時間でございますが、全体といたしまして2時間でございます。そのうち1時間弱が河川整備計画原案の説明になっております。残りの1時間強が質疑・討論という内容になっております。

引き続き、淀川水系の方でございますが、こちらにつきましては、流域委員会と、それから、その下にあります部会というような形で行われております。

まず初めに、流域委員会で行われておりますものとしたしまして、新たな河川整備を目指して、委員会提言、説明会というものを開いております。この実施の時期でございますが、委員会の方で提言の作成した後に開いております。これにつきましては、一般聴取者の方々から、意見・質問を文書で受け付けましてやっております。全体の時間といたしましては3時間行っておりまして、約75分が委員会の提言の説明をさせていただきました後、残りの100分で、委員と質問を寄せた一般参加者との意見交換を行っております。

部会の方につきましては、琵琶湖部会、淀川部会、猪名川部会の3つの部会におきまして、それぞれテーマを定めまして、そのテーマに対する意見の要旨を事前に添付の上、発言希望者を募っております。その発言者を委員会の方で決定いたしまして、意見を発表していただくということでございます。1人の発表時間については、10分から20分の意見発表があり、その後、委員との質疑、5分から10分行われております。その後、自由討議と、それから一般聴取者との発言を含んだ、全体で90から230分行われております。

淀川で一番最後でございますが、一般聴取者の意見陳述でございます。これにつきましては、流域委員会が主催でございます。流域委員会が終わりましたその後に、時間を15分から30分程度設けて、一般聴取者からの参加者の挙手によりまして、意見を述べる機会を設定しようというようなことでございます。

説明は、以上でございます。

清水委員長

ありがとうございました。

最初の1 - 3ページの説明は、前回ちょっと混乱してしまった、今後の進め方で、そのうちの一番右端が、この委員会の進めていく行き方ということだと思います。

それから、1 - 4、1 - 5は、この委員会とは別に、環境に対する影響の分析を河川管理者の方でやって、それを委員会の方に報告するなり説明して、フィードバックするというような理解でよろしいんですね。

それと、最後に配ったものは、この流域委員会の1回、2回、3回のどこに入るのかは、これから議論していかなきゃならないんですけども、2回と3回の間なのか、3回と4回の間なのか、ずっと後半になるのか分かりませんが、もしも住民の意見を聞く会を持つとしたら、ほかの流域ではどんなことをやっているのかというのを調べていただきました。この2つだけで、全くやっていないところがあるんですね、ということは。ほとんどはやっていないということで、2つだけ例があるというふうな理解ですね。分かりませんが、少ないという感じなんですね。

ちょっとフローチャートやなんかがあって複雑ですが、質問、意見等ございましたらお願いいたします。

まず、1 - 3のフローチャートから。

岡村委員

ちょっと確認したいんですけども、1 - 3のフローチャートの真ん中のところに、社会・経済面、技術面、環境面からの分析という、環境面については、後で説明がありました環境影響分析というものをやられるということで、ほかのものについても、これは事務局の方でやられて委員会に報告されるということなのか、その辺ちょっとどういう具体的な方法を、ちょっと教えてほしいんですけども。

清水委員長

そういうことだと思うんですけども、そうですね。環境だけはちょっと位置づけが重いという感じですか。

田倉計画官

1 - 4ページに、四角の枠取りの中に、具体的方策の例ということで書いているんですけども、今回の委員会は、河川整備計画をつくっていかうとしているものの委員会として、その中で、具体的な整備メニューというのが出てくるかと思うんですけども、その四角の括弧内が具体的方策の例ということで、治水、利水、環境についての具体的にやっていく整備の例を挙げておりました、例えば治水ですと、河道掘削ですとかダム、遊水地、内水排除、河岸の改

修、ほかにもあるかと思うんですけれども、こういった項目があります。利水については、堰、ダムだとかがあります。環境については、河畔林の確保だとか魚類の移動経路だとか生息環境の確保、旧川の保全といった項目、これ以外にもあるかと思うんですけれども、こういった項目があります。それぞれの治水、利水、環境すべての項目について、環境への影響を分析するというものです。

清水委員長

そういうことです。

岡村委員

ということは、この3ページの真ん中の分析というのが、それ全部イコールなのか、この分析、

清水委員長

治水、利水、環境の環境に対する影響を分析すると。

岡村委員

そうすると、こちら3ページの中身が、4ページ、5ページに書いてあると、こういうことですか。

田倉計画官

社会・経済、技術面からの分析もあわせて行います、環境面からの分析だけではなくて。社会・経済、技術面、環境面からの分析につきましては、考えられる項目については事務局の方で検討しまして、

委員会の中に報告なり説明をしていく考えです。

清水委員長

環境の影響分析についてだけ、1 - 4、1 - 5 と別にしてはいるんですけども、とにかく全部、環境だけじゃなくて、社会的影響とかいろんな影響を調べ、

田倉計画官

今回、環境面からの分析を、環境影響分析という方法でやるというふうになった背景なんですけれども、ちょっと説明が悪くて申しわけないんですけれども、1 - 4 ページの下の(2)と、次のページの(3)のところに書いているんですけれども、各河川で様々な検討も行ってきたと。それということと、ともすれば、社会・経済面や技術面からの分析結果に埋もれがちになることが懸念されてきたということを受けまして、環境面からの分析を環境影響分析という手法を用いまして、よりオープンに、より確立させたやり方でやっていたというのが、今回試行するねらいです。

清水委員長

よろしいですか。どんなものか見てみないと分からないですね、これは。結果をここでこう言われても。

黒木委員

前回のフローに比べましてすっきりしましたし、私自身が持ちました疑念は、ほとんど解消されたというふうに理解しておりますが、

資料の出し方の問題で、前回のフロー図、あるいは今回のフロー図。前回のフロー図はまだ出ていないんですか、外に。だとすれば、今のと差し替えるという、そういう理解でよろしいんでしょうか。同じようなものが幾つも出ては混乱が生じますし、それなりに整理されたものが出ていくのが望ましいと思いますけれども、その辺はどうでしょうか。

清水委員長

資料の取り扱いはどうなっていますか。

田倉計画官

第1回目の委員会資料につきましては、ホームページでもう公開されております。それで、もし混乱するのであれば、1回目のフロー図を削除するだとか、そういうような対応もございます。いずれにしても、第1回の委員会の資料につきましては、すべて公開されております。

黒木委員

すみません、見ていなかったものですから。もしそうであれば混乱が起きないように、これ細かく見ますと大分違うんですよね。今の提案していただいた方が、より正しい姿だと私は理解いたしますんで、もちろん差し替えをしていただきたいし、単に削除するだけでなしに、その辺はちゃんと説明をしていただいて、事情が分かるようにして訂正をしていただけたらと思います。

以上です。

清水委員長

ほかに何かございますか。

出羽委員

黒木先生言われた、今、前回と違ってきているんですけども、この流域委員会との関係なんですけれども、前回のを見ますと、分析計画書の段階で、流域委員会との間で審議、意見というふうに載っているんですよ。それから報告書ができた段階でも、審議、意見と載っているんです。今回の矢印がありまして、両方で。報告となっていますけれども、中身は同じことなんですかね。前回の審議、意見というよりも、結局、これ環境分析って結構重要になると思うんですね。流域委員会でそれを受けて、更に議論を進めるということなんだろうと思うんですけども、流域委員会として、分析方法なり分析結果に対してどういう関係を持つのか。そのところは基本的にはっきりしなかったところじゃないかなと思うんですけども、そこをもう少し説明していただければと思います。

清水委員長

この辺の説明はお願いできますか。

伊藤課長

環境影響分析でございますけれども、今回、先ほど説明させていただいた1 - 4、1 - 5のようなやり方で、環境影響についての分析を行うことにしております。ですので、ここで新たに第三者の意

見を聴取するような分析計画をつくったりだとか、分析報告書をつくる際に、第三者の意見を聴取するようなやり方でまとめさせていただきたいというふうに考えております。その第三者の意見を聴取したような形での報告書を、こちらの流域委員会の方に報告をさせていただいて、その中で治水安全度、それから社会的影響度とかいろいろあると思いますけれども、そういったものを含めた総合分析を、この委員会の方でご議論していただけるような流れを考えております。

清水委員長

議論して、その結果をどうするのかというような感じ。その報告書がまた変わっていく可能性があるというような。

伊藤課長

そういうことにつきましては、1 - 4、1 - 5にありますようなフローでやりますので、その場で第三者の意見を聞いておりますので、場合によっては、この委員会の先生方の専門分野のところに、またお伺いしたりというような形で取りまとめていきたいと思っておりますので、そのもの、出てくる報告書については、そういう意味において問題がないといえますか、第三者の意見を聴取した上で報告書が出てくるというふうに考えております。

清水委員長

最後のところがちょっとあれなんですけれども、いかがですか。

黒木委員

今のご説明、私ちょっとやっぱり分かりづらかったんですけども、どういう項目でやるかという、これが分析計画書ということになるんでしょうし、その結果がどうだったかというのは報告書でしょうけれども、この委員会と全く別個にこれをつくって、結果だけ報告しますよという形でも、もちろんそれはそれで構わないんですが、これは試行という形で、だんだんによくしていこうということですから、この委員会もそれに協力をするという形で私はなかったのかなと。そういう意味で、前回の報告書の中で、点線で意見というようなことが書いてあった。その部分が、この第三者の意見というのも、まさしくこの委員会も第三者の意見に相当するんだろうと。ですから、ここでいろいろご議論いただくことが反映されて、また結果的にはこの委員会の意見にもなる、結論にもなると、そういうふうに理解を私はしたんですが、それではいけないんでしょうか。

清水委員長

いかがですか、課長。

伊藤課長

この委員の先生方の学識者としての意見もこの場で聞きますので、そういったものを含めて、計画書なり報告書の方を取りまとめていきたいと思っておりますんで、そのあたりは柔軟に対応させていただきたいと思っております。

清水委員長

いかがですか。

出羽委員

環境影響分析というのは、どなたがやるんですか。

伊藤課長

これは事務局であります我々の方でやることを考えております。

出羽委員

前もたしか意見出たと思うんですけれども、実際に調査を行うわけですね。調査も含めて。そうでなくて、今までの調査結果資料を使って分析するということですか。

田倉計画官

1 - 4 ページの方に、2 の (1) の環境影響分析とはということ
で書いているんですけれども、考え方としては、その2つ目に書いて
いますけれども、これまでの河川管理で蓄積されてきた測量デー
タですとか、調査データだとか、文献等を有効活用しまして、環境
への影響を分析するという考え方をしています。

出羽委員

改めて調査ということを行わないということですか。

田倉計画官

はい。

清水委員長

いかがでしょうか。

ですから、事務局なり役所の方でこういう分析をやって、全部できた段階のものをこちらに見せるというものではないということですね、要するに。一緒に、もうちょっと太いパイプのという感じ、イメージなんですね。

伊藤課長

はい、そういうことです。

清水委員長

その辺がちょっと懸念なされている先生がいるんじゃないかと思うんですけども。

田倉計画官

ちょっと説明が悪くて申しわけないんですけども、1 - 3ページにフロー図が示されているんですけども、この委員会の中で第3回のところに入っていますけれども、そのメニューの中に、河川整備計画の目標についてですとか、目標達成のための方策についてというような議論、それと、具体的に整備計画の中でこういった整備メニューを考えていくんだ、そういうメニューもこの委員会の中で議論されるかと思うんですけども、それらの具体的な整備計画のメニューを受けて、そういう環境影響分析だとか、そういった社

会・経済面、技術面からの分析に入ることになりますので、委員会と別個に進むということにはちょっとならないかなというふうに思います。

前川委員

要するにそれを受けて、社会・経済面、技術面、環境面からの分析というのが、事務局の方でつくられたものがこの委員会の中に来て、それを見て、もう一度この委員会の中で検討をし直して、最終的な河川計画素案の審議をやるわけですね。そう考えでいいわけですね。

田倉計画官

はい。

前川委員

それで分かったんですが、この河川事業の計画段階における環境影響の分析方法に関する検討委員会が出したマニュアルみたいなものがあるそうなんですが、昨日もちょっと言ったんですけれども、できれば事前に委員の方に配付していただけますよね。これはそういう性質のものでですね。

田倉計画官

ちょっとまだ確認とれていませんので、検討させていただきたいと思います。うちの方で取りまとめたものでないものですから、確認させていただきたいと思います。

清水委員長

よろしいでしょうか。

じゃ、またあとは進めながら、問題があれば修正しながらということで、とりあえずこういうような流れで進めていきたいということでもよろしいでしょうか。

次は、住民意見聴取についてなんですけれども、まずやる時期、それから主催者をどうするか、方法ですね。その3つぐらいのところをちょっと議論したいなと思うんですけれども、これから天塩川の現状と課題だとか、目標の設定だとか、いろいろ環境影響に対する分析だとか、いろいろ段階を経て議論していくわけなんですけれども、諸々の議論をするまず一番最初に意見を聞くか、それとも、ある程度進んできてから個々の具体的な事例のところについてからやるか、それとも、最終的に素案みたいのができた段階で意見を聞くか、全部やるかというような、大きくはそのぐらいかとは思いますが、いかがでしょうかね。まずいろんな意見を聞いてから、出発の前に、まず聞いてからというのがよろしいかなと。

本田委員

私はその方がいいんじゃないかと思います。最初に私どもの意見がまとまってから、違いますとか、いろんな意見を出されても、先生方で勉強している人は、そういういろんなまた考え方を持ちますけれども、私どもにとっては、そういう自分の考え方を示して、あとまた、それを全く違う方向に変えていくというのはかなり困難ですので、最初の中でそういう意見を出してもらった方が、ああ、こう

という意見もあるんだなということで、その方が私どもにとっては進めやすいんでないかと、そのように思っています。

清水委員長

ありがとうございます。

ほかの方々いかがですか。

出羽委員

私もそれがまず良いのではないかと思うんですが、最初に全体的な意見をお聞きした上で、前回のときに、これはまだ決まったわけじゃないですけども、中間報告をまとめてはどうかという話もありましたよね。それをつくるかどうか分かりませんが、最初にお聞きした上で、ある程度方向性が出てきたら、そういう段階でもう1度か2度やるという、そのぐらいがいいんじゃないかというふうに思うんですが。

清水委員長

最初に1回と、あと中間報告みたいな感じのときに、もう1、2度ですか。

いかがですか、ほかの方は。

田苅子委員

5月のときの会議の中では、ある程度、中間のまとめができたような素案でやった方がいいんじゃないかということは、話題になったんでないかと思うんですけども、初めやる場合に、天塩の町長

さんのお考えもありますけれども、どの程度聞くのかという点では、何もない中でいきなり、天塩川のこれから整備計画つくりますけれども皆さん何考えていますかと。どうでしょうか。そこら辺はちょっとある程度考え方を整理した段階で住民から意見を聞くという方が、むしろいろんな声になってくるんじゃないか、そういうふうに思います。

清水委員長

いかがですか。

岡村委員

両方の、最初に意見を聞くというのも非常に大事だと思うんです。それから中間的な段階で聞く。私も最初に1回聞いて、そしてある程度方向性がまとまったら、それはこういうふうに考えているというのをもう1回提示して意見を聞く、それぐらいがいいかなと思います。

清水委員長

2回ぐらい。最初とまとめる前という感じだそうですが、いかがですか、皆さん。

長澤委員

4回目以降の流域委員会で、社会・経済面その他の分析、ぐるぐるやっていくわけですね、フィードバックさせて。その中で、治水と利水と環境についてのこういう柱を立ててやっていくわけですね。

その3つ、まあ4つなのかもしれませんが、その3つの柱の分析結果が出たところでテーマをつけまして、そして地域住民の方々の意見を聞くと、そういうふうなセッティングにしてはいかがでしょうか。

清水委員長

最初にはやらなくてもいいという感じですね。ある程度出た段階でテーマを絞って聞くと。

橘 委員

私も市長さんとか長澤先生と同じで、ある程度整備をするという基本方針、大きなそれなりの方針みんな合意しているわけですから、その大筋のところ、あるいは委員会のある程度意見を入れた上で、ある程度の意見をつくってからでないかと、非常に意見が分散するんじゃないかということで、私はまず、

清水委員長

議論を進めて。

橘 委員

そういうふうな格好の方がいいと思います。

清水委員長

今のところ、両方意見はあるんですけども、ある程度進めてという意見の方がちょっと多いかなという感じなんですけれども、辻

先生、いかがですか。

辻 委員

公聴会とかたくさん来られて、興味の高い人は、最初にといても意見出てくると思うんですけども、白紙の状態ではなかなか意見が出ないのかなと。簡単なたたき台が必要だと思います。

清水委員長

ある程度進んでから。

辻 委員

はい。

清水委員長

黒木先生、いかがですか。

黒木委員

私もある程度論点整理がされて、その段階でいろいろご意見をお聞きした方がいいんじゃないかと、そういうふうに思います。

清水委員長

どちらかという、ある程度進んでからという意見の方が多いよ
うなんですけれども、先生、いかがですか。

増田委員

やはりある程度ここへ来ている委員の先生たちの意見を踏まえた中で、それに対しての意見を聞くというのなら分かるけれども、最初から整備計画の何も分かっていない中で意見を出してくださいといっても、そんな大した意見は出てこないと思うんですね。むしろほかの方向へ進んでいくような意見が出てくる可能性もあります。だからある程度議論した中で聞いていった方がいいと思います。

清水委員長

分かりました。じゃそういう意見がどうも大勢なようなんですけども、後半の方で、ある程度進んでからということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

そうしますと、このフローでいうと、第 回から 回の中になるんですかね、その外になるのかな。その下ぐらいになるんですかね。

石川副委員長

その中か下か。

清水委員長

その辺のところ、そういう場を設けて聞くということにいたしましょう。

そうしますと、次回とか最初ではなくなっただけで、方法とか何とかは、今すぐ決めなくてもいいのかもしれないけれども、以前、

話したような方法では、一応公募して、件数によりますけれども、できるだけ全員平等に行き渡るような方法を考えて、ある時間内で発表していただくというようなことになると思いますが、それでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

ありがとうございます。

あともう1点だけ。ここにあるんですか。主要箇所現地視察というのが、ちょっとこれだと後の方にあるんですけれども、このメニューでいくと、冬とかになってしまったら困るんで、もしやるとすれば、早いうちに現地視察だけやった方がいいんじゃないかなという気がするんですけれども、懇談会するときにも1回やっているんですけれども、委員会としてはやっていないんで、委員も代わっていますし、希望者だけでもいいですし、委員会としてやってもいいですけれども、いかがでしょうか。暖いうちに現地視察をやると。今日は暑いですが、このペースでいくと、早目にやっておかないとあれかなという感じがするんですけれども。

黒木委員

むしろ余り冬の寒いときには行きたくないなという気はしますけれども。ただ、漫然と、と言うと極めて失礼ですが、見ても、なかなか分からない部分もあるかなという、そういう杞憂も持ちます。そういう意味では、そこそこの論点の整理ができて、こういう部分をみんなで見ながら議論をしたいとか、そういうことがあって

もいいかなと。ですから1回に限らず何回やってもいいんですけども、そうであれば、多分このペースで委員会を開いていると、来年の春、季節のいいころになるのかなと、そんなふうにも思うんですが。

清水委員長

殊さら急ぐ必要もないということですね。分かりました。そういうことですかね。今、ただばつと見に行く必要もないんじゃないかと。おっしゃるとおりだというふうに思います。

じゃ、このフローチャートはこの方法で進めるということで、住民の意見聴取については、後半の方で入れていただくということでいきたいとします。

どうもありがとうございました。

黒木委員

先ほど話題になって、多分もうそれで確認ができたんだと思うんですが、先ほども一般傍聴者の方から、挙手でご発言のご要望がありました。あるいは手を挙げなくても、少し委員会の進め方に異議があるというようなこともあるんじゃないかと思いますが、それも含めて、そういう意見を言っていただく方法論を、次回までには、事務局の方から詰めていただいて、ご提案いただいたらいいんじゃないかなと。あるいはこの場で、例えば書面でしたらいつでも受けますよとか、そういうことでもよろしいかと思いますがけれども。

清水委員長

この場で決めましょうか、それは。それとも事務局の方に整理していただきましょうか。時間的にちょっと、この部屋が3時までらしいんで、次の議題に進むにはちょっと時間がなさ過ぎるんで、そのことだけをじゃ議論。

増田委員

さっきホームページとか、そういうことで、後にという意見だったんだけど、結局、今来ている人たちは、今議論していることに対して手を挙げているわけですね。それを後ほど文書でくれとか、そういうことになったら、今聞きたいことが、2ヵ月、3ヵ月先になってしまうわけですよ。だからその辺を、今手を挙げている人の意見を2ヵ月、3ヵ月後まで待てというのか、ある程度意見の骨子なり、その辺だけでも聞く機会を与えた方がいいのか。

清水委員長

先ほどの議論では、挙手で当日その場での意見は、收拾つかなくなるので受けないということだったんですけども、やっぱり今日聞くべきだというようなご意見ですか。

増田委員

どういうことで質問したいのか、それだけでも聞いてやった方がいいのかなという感じです。

黒木委員

私どもも、後でまた意見を言おうとすると忘れてしまうことがあ

るんで、確かにそうなのかもしれないんですが、先ほど一応の決めでは、傍聴者の方のこの委員会中のご発言は控えていただくということでございましたから、ホットなときに文書にさせていただいて、そして事務局にお預けいただくと。そういう形で次回までには、本当にそれに対応しなければいけないような大事なことであれば対応するというところでどうでしょうか。だめでしょうか。

増田委員

だから、後から聞くというんじゃなく、今事務局がいるわけだから、だから事務局の人に、今でもすぐこういうことを質問したいんだということだけでも、今受け付けてやった方がいいんじゃないかと。

清水委員長

会議の後でね。

岡村委員

決まったことを蒸し返すのはちょっと申しわけないんですけども、そういう意味を込めて、最初の段階で、できるだけ早い段階で聞いた方が私はいいと思って、先ほどの話をしたんです。ある程度進んでから聞いても、もう方向性決まっていて、全然変えるつもりもないのに、なぜ聞くんだということになりかねない。聞いたけれども、いろいろ議論して、こういう中間的な方向になりましたという方が、私は説得力があるんじゃないかということだったんですけども、もう決まってしまったんで、皆さんの判断にお任せします。

清水委員長

難しいですね、そういう。その辺は柔軟にあれだと思えますけれども。

黒木委員

それは方向性が出てしまってからではちょっと変ですよ。そういう意味では、メニューというのは、必ずしもそうでないと思うんですよ。対立するメニューというのは幾らでもあり得るんで、そのメニューを並べた段階ですね。そのメニュー同士の組み合わせで、こういう方策がある、こういう方策があると。そういういろんなメニューが出た段階でどうだろうか。そうすると、地元の方たちも意見が言いやすいんじゃないかな。そういう趣旨で申し上げました。そのためには、ある程度時間がやはり必要だろうと思いました。

清水委員長

よろしいですか、そういうことで。ある程度進んでからの方が、やっぱりいいんでしょうかね。

今日当日は、この会議終了後、事務局の方で、何かそういう意見を受ける窓口を用意していただくというようなことで、その場のホットな意見を。ということではよろしいですか。

出羽委員

それは我々がいなくなってから。

清水委員長

いてもいいかもしれませんが。

出羽委員

これを最初に出してもらった方がよかったんだと思うんですけども、この淀川と豊川水系ですか。前に配られてはいるんですけども、淀川の場合も、傍聴は委員会終了後という説明が先ほどありましたけれども、ですから委員会としては終了するけれども、委員の皆さんもそれを同時に聞くということなんですね、これは恐らく。事務局が直接1対1で聞くということじゃないと思うんですが。ここでも15分か30分程度となっているんですけども、僕はホットなうちに、そういう機会があった方が僕自身はいいと思いますね。委員会終了後でもいいですけども。これは傍聴ですから、現在のことについての。というのも決まってしまうといえは決まってしまうんですが。どう言ってもいいか僕も分からないんですけども。

石川副委員長

恐らく傍聴されている皆さんも聞きようがないんじゃないでしょうか。意見を述べられるということはできるかもしれませんが、今日、委員が論議した中身について、何か聞くというようなことは難しいだろうと私は思っているんですけども、やっぱりある程度メニュー、先ほど黒木先生がお話になったメニューというものが出てきてからの方が、ご意見述べられやすいんじゃないかというふうに私は思うんですけども。けども、今日の審議を聞いてホットなうちにご意見という、それもないではないので、意見をお聞きすることは差し支えないと思うんですけどもね。そんなところです。

清水委員長

ありがとうございます。

では、今日のところは、大体時間なんでこの辺で終わりますけれども、委員会の場でいろいろ発表されると、またそれに対して答えるというようなやりとりしないと議論にならないんで、そうしてしまうとどんどん膨らんでしまいますので、意見をその日のうちに聞く機会を設けるというような方法を、ちょっと考えていただくにしてやりたいなと思うんですけども、いかがですか。終了後というか、ここでまた議論になってしまうと大変ですよ。そんなような気がするんですけども、いかがですか。

出羽委員

僕は基本的に受けるべきだという考え方で、委員会終了後でも、そういう機会があった方がいいと思います。我々は聞いているということになりますけれども。

清水委員長

議論はしないということですか。

出羽委員

基本的に議論ということにはならないと思います、そこでは。それは改めて、先ほどの途中の段階で時間をとったときに、それはやりとりになると思いますけれども。それも、例えばここへ来られる方とか意見を述べられる方というのは、基本的には関心ある方だと

思うんです。何も方向性が出ない段階で意見が出しづらいというのは、それは我々が言うことじゃないと思うんです。いろんなことを考えておられる人がいろいろおられると思うんです。ですから本当に素朴な意見でも結構ですし、要望でも結構ですし、むしろ要望とかそういうことは大事かもしれません。ですから、そういうことを我々はいっぱい聞くということが大事だと思うんです。ですからそういう機会を固まった段階じゃなくて、討論する課題がある程度整理してきた段階の方が話やすいかもしれませんが、できるだけ早い段階に始めた方が僕はいいと思うんですけれども。

石川副委員長

ちょっと中座したために、出羽委員と中身の理解がちょっと違って申しわけないんですけれども、途中から聞いたもんですから。今日、委員が論議したホットな中身について、傍聴されている方の問題、そういうものがあるんなら、ホットなうちにといいね、私はそう解釈してしまったんです。常々考えているご意見という意味で解釈しなかったもんだから、なかなか申し上げにくいんじゃないかなんて勝手なことを申し上げてしまったんですが、中座して話半分しか聞いていないものですから、ご了解願いたいと思います。

清水委員長

ホットな意見という意味の議論ですね。

さっきの方に戻ってしまったんですね、結局議論が。今の話からね。毎回毎回意見聞いた方がいいんじゃないかという議論に戻ってしまったんですね。さっきの一旦それはやめようということになっ

たんですけれども、後戻りして議論もう1回しますか。今日のところは、先ほど決めたことで。

増田委員

この委員会が終了した後に、委員のみんなが聞くんじゃなくても、事務局で手を挙げた人の意見を受け付ける、すぐに受け付けれる体制をとった方がいいんじゃないかと。

清水委員長

そういうことでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

じゃ、そういう体制をつくっていただくということで。

出羽委員

でも、それだったら皆さんに聞いた方がいいんじゃないですか。

田苅子委員

今のご発言で、私はここはメモは整理も終わっているんですよ、おっしゃったようなことで。ですから、お話のある方は、どういうことを意見として考えを述べたいのかということは、今日なら今日お預けをして、実はこういう中身からあったんだということで、この問題について、限られた時間だけれども、例えば10分なら10分でご発言の時間を認めますとか、そういうことで処理していった

いいんじゃないでしょうか。余りどっちもいろんなこと考え方深く考えてしまうとややこしくなってしまうから、開発当局の方に、今日はお考えのメモを、例えば申込書を、次回にこういうことを意見を述べる時間をいただけないかということであって、委員会としてはそれを受けてご発言を、じゃこのような中身だったら、大体今日の会議の全体の時間割からすると、15分あるいは20分、10分でもとか、そういう判断はこちらの方でおやりになるということで、それでいいんでないかと思うんですけども。

清水委員長

そういうことでよろしいですね。

(「はい」の声あり)

じゃ、そういうことでさせていただきます。

5 . 閉 会

清水委員長

では、全然議事進行悪くて、半分も終わりませんでしたけれども、今日は長時間にわたり、皆さん活発なご議論いただきまして、大変ありがとうございました。

今日予定されていた後半の部分の議論は、次回ということにさせていただきます。

どうもありがとうございました。

貴家課長

ただいまをもちまして、第2回天塩川流域委員会を閉幕とさせていただきます。どうもありがとうございました。

清水委員長

次期の開催はいつごろになるんですか、予定は。

貴家課長

委員の方々のまたご都合をしっかりと聞いて、極力早いうちに開催できるように調整したいと思います。

清水委員長

早くて来月とか、遅くて10月とか、そんな感じですか。

貴家課長

10月の早いうちには開催できるように調整したいと思います。

清水委員長

だそうですので、またぜひともよろしく願いいたします。